

○ふるさと白馬村を応援する条例

平成20年9月26日

条例第21号

改正 平成27年6月22日条例第18号

平成30年3月30日条例第1号

ふるさと白馬村を応援する条例

(目的及び基金の設置)

第1条 白馬村のまちづくりに賛同する寄附金を財源として、様々な人々の参加による、個性豊かで活力あるまちづくりの推進とふるさとづくりに資することを目的として、ふるさと白馬村を応援する基金（以下「基金」という。）を設置する。

(事業の区分)

第2条 前条の目的のため、村に対して寄附を行う者（以下「寄附者」という。）の意向を反映するための事業は、次の各号に定めるところによる。

- (1) スポーツの振興に関する事業
- (2) 環境の保全及び景観の維持、再生に関する事業
- (3) 多様性を活かした地域力向上に関する事業
- (4) 地域教育力の向上に関する事業
- (5) 地域高校としての白馬高校の魅力化・国際化と存続に関する事業
- (6) 世界水準の国際観光地づくりに関する事業
- (7) 子育て支援に関する事業
- (8) 地域課題の解決に資する事業者等の支援に関する事業

(寄附金の指定等)

第3条 寄附者は、寄附を行う際に、前条各号に規定する事業のうちから当該寄附金をその財源として実施する事業を指定するものとする。

2 村長は、寄附者が前項の規定による事業の指定を行わなかったときは、その指定を行うものとする。

3 村長は、前項に規定する指定を行ったときは、当該寄附者に対して、その旨を報告するものとする。

(寄附者への配慮)

第4条 村長は、基金の積立て、管理、処分その他の運用に当たっては、寄附者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならない。

(積立て)

第5条 基金として積み立てる額は、事業の財源に充てるための寄附金の額とする。

(管理)

第6条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第7条 基金の管理から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第8条 基金は、第2条各号に規定する事業に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(運用状況の公表)

第9条 村長は、毎年度の終了後3ヶ月以内に、基金の運用状況について、議会に報告するとともに、公表しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

(白馬村スキー選手育成基金条例の廃止)

2 白馬村スキー選手育成基金条例（平成4年白馬村条例第27号）は、廃止する。

附 則（平成27年6月22日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日条例第1号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。